

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月26日付け2人委第194号） 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（改正時期未定）
内容	<p>【改正の概要】 人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。</p> <p>【令和2年度適用分】 ※R2.12.1適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分） ○教育職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分） ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分） ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分） ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分） ○会計年度任用職員の給与等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分） <p>【令和3年度適用分】 ※R3.4.1適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○教育職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○会計年度任用職員の給与等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定）
施行日	公布日（ただし、令和3年度適用分は、令和3年4月1日）
	【その他参考事項】